

## 健康保険法の一部改正について（お知らせ）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）が、平成25年5月31日に公布されました。改正内容等については、次のとおりです。なお、今回の改正にともなう施行日は平成25年10月1日です。

### 1 健康保険法第1条（目的規定）の一部改正について

#### （1）改正の趣旨

健康保険の被保険者または被扶養者の業務上の負傷について、労災の給付対象とならない場合は、原則として健康保険の給付対象とする。

#### （2）健康保険法第1条の一部改正後の条文

#### 【改正前】

労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。



#### 【改正後】

労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

現行では、被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合や、被扶養者が請負業務（シルバー人材センター等を含む）やインターシップ中に負傷した場合など、健康保険と労災保険のどちらの給付も受けられないケースがありました。

こうしたケースに適切に対応するため、広く医療を保障する観点から、**労災保険の給付が受けられない場合には、原則として健康保険の給付が受けられることとなりました。**

### 2 健康保険法第53条2の新設

#### （1）改正の趣旨

法人の役員である被保険者またはその被扶養者にかかる保険給付の特例を設ける。

#### （2）健康保険法第53条の2として追加された条文

被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同

等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)以下この条において同じ。)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務(被保険者が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

平成15年7月1日以降、厚生労働省通知において、被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険の保険給付の対象(傷病手当金は除く)となっていました。今回の改正においてその趣旨を踏まえて、**被保険者が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員については、その事業の実態を踏まえ、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の対象となりました。**